

## 技術移転について

### 1. 技術移転法の主な内容

移転が認められる技術、技術移転契約に関わる規定、技術移転契約の登録手続などについては、技術移転法 80/2006/QH11 に定められていた。その後、2017年6月19日付けで国会は技術移転法 07/2017/QH14 を公布し、同法は2018年7月1日から施行された。これに伴い、技術移転法 80/2006/QH11 は失効した。なお、技術移転法 07/2017/QH14 の実施ガイダンスとなる政令 76/2018/ND-CP が2018年5月1日付けで制定され、同政令についても2018年7月1日より施行された。

技術移転法 07/2017/QH14 第4条1項によると、以下の技術は移転の対象となる。

- 専門技術的ノウハウおよび科学技術的ノウハウ
- 科学技術計画および過程；技術的解決策、パラメーター、図面、図表；公式、コンピュータソフトウェア、およびデータ情報
- 合理的製造および技術改変のための解決策
- 上記の対象を伴う機械および装置

技術移転法 07/2017/QH14 第31条1項に規定された技術移転に関しては、移転が制限されている技術であり、且つ技術移転の許可が発行されている場合を除き、科学技術の国家管理機関に登録しなければならない。その他の技術移転については、任意での登録が推奨されている。特に、技術移転法 07/2017/QH14 において定義されている「推奨技術移転」に関して税制優遇措置を享受するためには、契約を登録しなければならない。

技術移転法 07/2017/QH14 第10条に基づき制限されている技術の移転を実施する個人または組織は、技術移転許可の手続を実施しなければならない。なお、技術移転法 07/2017/QH14 第11条において移転が禁止されている技術の移転は認められない。

### 2. 推奨技術移転、制限技術移転、禁止技術移転

#### (1) 推奨技術移転（技術移転法 07/2017/QH14 第9条）

先端技術法に基づく先端技術および先端技術を内蔵した機械ならびに装置は、外国からベトナム、ベトナム国内およびベトナムから外国への移転が推奨されている。

また、以下の条件を満たす革新的技術、新技術および清浄技術については、外国からベトナムおよびベトナム国内での移転が推奨されている。

- 現在の技術を用いて生産された同種の製品よりも高品質および競争力を有する製品を製造する技術
- 科学調査および技術発展の結果としての国家的、重点的または重要な製品を製造する技術
- 新製品の生産、製造または加工；試験された新種の種の培養および作付けに関するサービス、産業または商取引の創造する技術
- ベトナム国内の現在の同種の技術と比較して資源、エネルギーおよび原材料を節約する技術
- 新エネルギーまたは再生可能エネルギーの製造および/または使用；エネルギーの高貯蓄に寄与する技術

- 教育訓練の品質を向上させる機械および装置；医療機器および装置、ベトナム国民の身体的機能を向上させる医療検査、処置、健康管理の実施に使用する医薬品
- 自然災害および疫病を防止するための検出、対応および予測；調査および救助；環境保護、気候変化への対応および温室効果ガス排出量の削減に寄与する技術
- 社会経済効率性の高い同期生産システム技術
- 国防ならびに治安、および民間目的に同時に使用可能な製品を製造する技術
- 伝統的工芸技術の発展および現代化に寄与する技術

そして、以下の技術についてはベトナムから外国への移転が推奨されている。

- ベトナムに現在存在する技術移転の対象技術、およびその技術が付着した機械ならびに装置
- 国内で製造される製品、半製品および材料を原材料として使用する技術

なお、技術移転が推奨される特定の対象技術は政令 76/2018/ND-CP 附録 I に規定されている。

## (2) 制限技術移転（技術移転法 07/2017/QH14 第 10 条）

以下の技術は外国からベトナムおよびベトナム国内の移転の制限対象となる。

- 産業化国家において最早広く利用されていない技術、およびその技術が付随した機械および装置
- 国家技術基準または規制を満たす毒性化学物質または有害廃棄物を発生させる技術
- 遺伝子組換え製品の創造に寄与する技術
- 国家技術基準または規制を満たす放射能物質を使用または製造する技術
- 国内発掘が規制されている資源および鉱物を使用する技術
- 未検査の新種の種の伝播、培養または作付けのための新技術
- ベトナムの習慣、慣習、伝統および社会倫理に悪影響を与える製品の製造技術

以下の技術はベトナムから外国への移転の制限対象となる。

- 伝統的製品の製造、伝統的ノウハウの創出または使用、ベトナムにおいて希少および特別な農業、鉱業およびその他の原料の品種または種類の使用または創出に寄与する技術
- ベトナム国内の主要な輸出製品と競合する市場へ輸出する製品の創出に寄与する技術

なお、技術移転が規制される特定の対象技術は政令 76/2018/ND-CP 附録 II に規定されている。

## (3) 禁止技術移転（技術移転法 07/2017/QH14 第 11 条）

以下の技術は外国からベトナムおよびベトナム国内の移転の禁止対象となる。

- 労働安全、労働衛生および人の健康、天然資源、環境および生物多様性の保護に関する法律を満たさない技術
- 社会経済の発展を害する製品を創出する技術；国防および治安、社会秩序に悪影響を与える技術
- 発展途上国で最早広く使用、移転されていない、および国家技術基準ならびに規制を満たさない技術およびその技術が付随した機械ならびに装置
- 環境に関する国家技術基準および規制を満たさない毒性化学物質の使用または廃棄物を排出する技術
- 国家技術基準および規制を満たさない放射能物質の使用または製造をする技術

また、国家機密リストに規定された技術は、他の法令において別途規定がない限り、ベトナムから外国への移転が禁止される。

なお、移転が禁止される特定技術は政令 76/2018/ND-CP 附録 III に規定されている。

### 3 技術移転契約

#### (1) 技術移転契約の条件（技術移転法 07/2017/QH14 第 5 条 4 項）

以下の技術移転は契約の形式により表示されなければならない。

- 単独の技術移転
- 技術の形式による出資

以下の技術移転は契約書、条項、契約書の附録、または技術移転法 07/2017/QH14 にて定められた投資プロジェクト申請書類の形式により表示されなければならない。

- 投資プロジェクト
- フランチャイズ
- 知的財産権の移転
- 以下のいずれかが付随する機械、装置の売買
  - 技術的ノウハウまたは工業的ノウハウ
  - 技術計画もしくは工程、技術的解決策、パラメーター、図面もしくは技術的設計図、または公式、コンピューターソフトウェアもしくはデータベース
  - 製造合理化または技術革新のための解決策
- その他法令で定められた技術移転

#### (2) 技術移転契約の締結および履行（技術移転法 07/2017/QH14 第 22 条）

技術移転契約は書面または民法の条項により書面による取引であるとみなされる形式により締結しなければならない。書面による契約には当事者らの署名および押印（当事者が印鑑を保有している場合）がなければならず、契約書の各ページおよび附録には署名および全ページにまたがる割印（当事者が印鑑を保有している場合）がなければならない。

また、技術移転契約において使用する言語は当事者らが合意したものでなければならない。技術移転契約の締結および履行は技術移転法、民法、商法、知的財産法、競争法およびその他の関連法令の規定を遵守していなければならない。

#### (3) 技術移転契約の内容（技術移転法 07/2017/QH14 第 23 条）

技術移転契約を締結する当事者らは下記の内容を契約書に記載しなければならない。

- 移転される技術の名称
- 移転される技術対照、移転技術により製造される製品、品質技術
- 技術の所有権および/または使用権の移転
- 技術移転の方法
- 当事者らの権利および義務
- 対価および支払方法
- 契約の発効期間、有効期間
- 技術移転契約において使用される定義および用語（もしあれば）
- 技術移転の計画、スケジュールおよび場所
- 移転技術に関する保証
- 契約違反に対する罰則
- 契約違反に対する責任
- 紛争解決機関
- 当事者らによって合意されたその他の事項

#### (4) 技術移転契約の有効期間および効力（技術移転法 07/2017/QH14 第 24 条）

技術移転契約の履行期間は当事者らの合意によって決定される。

技術移転契約の発効日についても当事者らの合意によって決定される。当事者らが技術移転契

約において合意することができない場合には、発効日は以下を除いて技術移転契約が締結された日となる。

- 制限技術移転の対象となる技術移転契約については、技術移転許可証の発行日を契約の発効日とする。
- 技術移転登録証明書の発行時から有効である必要がある技術移転契約については、追記、修正または補足された契約書は所轄国家機関が技術移転契約書の当該追記、修正または補足をした登録証明書を発行した時点から有効となる。

#### 4 技術移転契約の登録手続

##### (1) 登録条件（技術移転法 07/2017/QH14 第 31 条）

以下の技術移転については、移転規制技術の対象となっており、かつ技術移転許可が発行済みである場合を除いて、登録しなければならない。

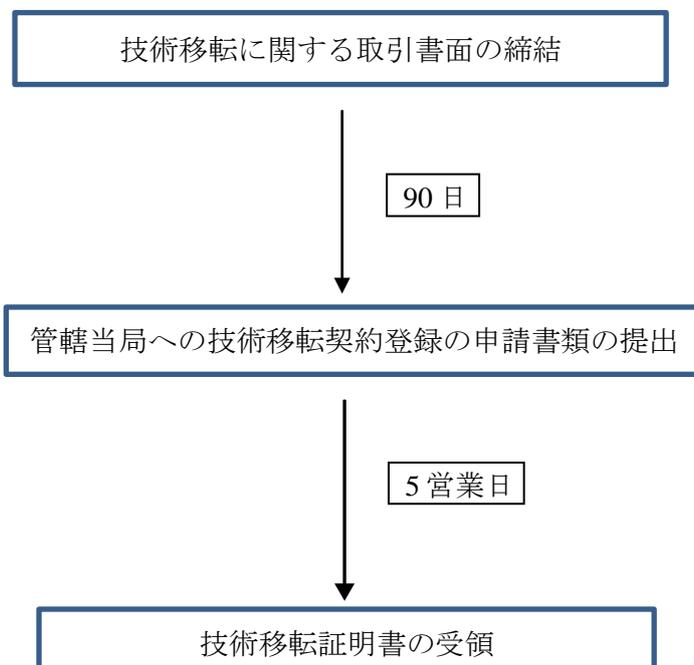
- 外国からベトナムへの技術移転
- ベトナムから外国への技術移転
- 科学技術研究の実施成果の登録証明書が発行された場合を除く、国家資本または国家予算を使用するベトナム国内の技術移転

##### (2) 管轄登録機関（政令 76/2018/ND-CP 第 6 条）

管轄当局 技術移転 の形式	科学技術省	科学技術局
投資プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国会、政府および国家機関の投資政策の対象となる投資プロジェクトによる技術移転</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方機関、工業団地、ハイテクパーク、経済区の管理委員会の投資政策の対象となる投資プロジェクトによる技術移転</li> <li>● 投資政策の取得要件のない投資登録証明書の発行の対象となる投資プロジェクトによる技術移転</li> <li>● 任意的な技術移転登録</li> </ul>
単独の技術移転およびその他の形式による技術移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国からベトナムへの技術移転</li> <li>● ベトナムから外国への技術移転</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国家資本または国家予算を使用するベトナム国内の技術移転</li> </ul>

備考：国防分野に関する国家秘密に関連する技術移転または国防目的のために国家予算を使用する技術移転の登録手続については、国防省が管轄する。

## (3) 登録手続 (技術移転法 07/2017/QH14 第 31 条)



## (4) 技術移転契約登録申請書類 (技術移転法 07/2017/QH14 第 31 条 3 項)

- 当事者らによる契約内容が関係法令を遵守していることの宣誓および義務を明記した技術移転登録申請書 (様式は政令 76/2018/ND-CP に規定されている)
- 必要的記載事項を記載した技術移転に関する取引書類の原本または公証コピー; ベトナム語版の当該書類がない場合には、ベトナム語に翻訳の上認証または公証をしなければならない。

## 5 技術移転推奨のための税務上の優遇措置 (技術移転法 07/2017/QH14 第 39 条)

以下は税法上の規定にしたがった税制優遇措置の対象となる。

- 国内で未製造であり、かつ調査および発展、製造、技術革新、技術移転に直接的に使用するための機械、機器、部品、材料、サンプルまたは技術; 革新的スタートアップおよび科学技術事業の発展に資する科学文書、書籍および雑誌
- テクノロジーインベキューター、科学技術インベキューター、革新的スタートアップへの投資、および支援している組織または個人; 科学技術移転サービスの提供によって収益をあげる科学技術市場仲介者
- ベトナムから外国への技術の移転者; 科学調査または技術発展活動、技術移転、リバースエンジニアリングを実施している組織または個人
- 推奨技術移転の対象技術の移転を実施した組織または個人

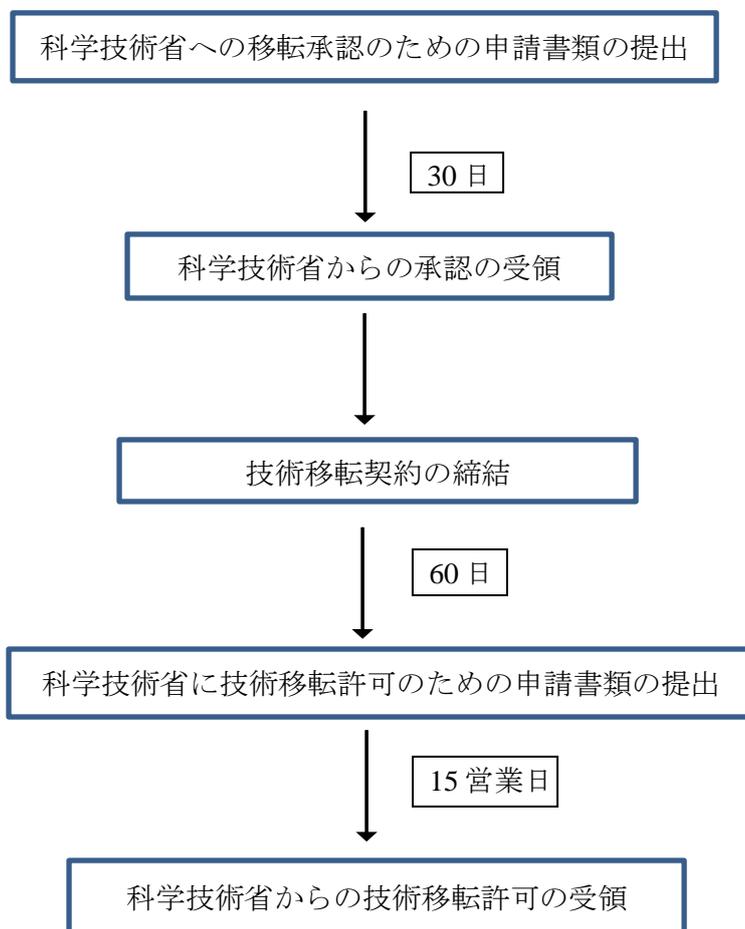
## 6 技術移転許可 (技術移転法 07/2017/QH14 第 28 条、29 条)

## (1) 技術移転許可の取得、管轄当局

(政令 76/2018/ND-CP 附録 II に規定される) 制限技術移転の対象技術を移転する個人/組織は技術移転許可の取得手続を実施しなければならない。

技術移転許可の管轄当局は科学技術省である。

## (2) 申請手続



備考：技術移転承認については、既に評価がされている投資プロジェクトにおける技術移転の場合、または技術に関する意見が投資政策決定段階または投資決定段階において既に取得されている場合には、不要である。

## (3) 申請書類

技術移転承認のための申請書類は以下のとおりである。

- 技術移転承認申請書
- 申請者の法的資格に関する書類
- 技術に関する説明書
- 法令に規定される技術使用の条件を説明する情報
- 技術基準および規制に関する法令の遵守に関する説明書

技術移転許可のための申請書類は以下のとおりである。

- 当事者らによる契約内容が関係法令を遵守してることの宣誓および義務を明記した技術移転許可申請書
- 技術移転契約の当事者らの法的資格に関する書類
- 技術移転契約書のベトナム語の写しまたは認証コピー；ベトナム語版の当該書類がない場合には、ベトナム語に翻訳の上認証または公証をしなければならない。
- 技術移転契約書に添付される技術、機械および設備のデータ（もしあれば）
- 知的財産権対象物の保護に関する書面の認証コピー（もしあれば）
- 移転技術の適用により生じる製品およびサービスの基準および品質

- 技術の使用条件に関する説明書
- 技術移転料の支払に国家資産が使用される場合における技術移転料の評価書